



投票日は 11月19日◎

飯山市議会議員選挙は11月12日(日)に告示され、11月19日(日)に投票が行われます。私たちの代表として、今後の市政を託す人を選ぶ大事な選挙です。棄権することなく、必ず投票しましょう。

投票できる人

飯山市に住所があり、昭和61年11月20日までに生まれた人で、選挙人名簿に登録されている人。

平成18年8月11日までに市内に転入されて、住民基本台帳に登録された人。

また平成18年10月26日以後に市内で転居された人(例えば木島から秋津へ)は、前住所地で投票してください。

なお平成18年8月12日以降に住民登録の届出をした人や、投票日前に市外へ転出した場合は投票できません。

管理者に申し出てください。新しい用紙と取り替えます。

代理投票・点字投票

手が不自由などで書くことができない人は「代理投票」ができます。目が不自由な人には「点字投票用紙」があります。

この選挙公報は11月17日までに、皆さんのご家庭へお届けする予定です。よく読んで上で、他人の意見に惑わされずに、市政を託すにふさわしい候補者を選びましょう。

選挙関係の日程

- 立候補手続説明会
10月19日(木) 午後2時～
市役所委員会室
- 届出事項事前審査
11月1日(水)・2日(木)
市役所委員会室

投票入場券はハガキで

投票入場券は、ハガキで有権者のみなさんのお手元に郵送されます。

投票日当日は、この入場券の該当する部分を切り離してお持ちください。

なお、入場券を紛失した場合は、投票日に直接投票所で、再交付を受けてください。

選挙公報

『選挙公報』は、候補者の政策などを書いたもので、大変参考になります。

選挙に関する
お問い合わせは…
選挙管理委員会事務局
電話 62-3111 (代)
内線 441

飯山市議会議員 一般選挙

投票所のご案内

投票は午後8時まで…

9投票所は午後7時に閉鎖します

投票は、市内27か所の投票所で行われます。投票できる時間は午前7時から午後8時までです。

なお、下記の9投票所は、1時間早く、午後7時に閉鎖されますのでご注意ください。



- ▽飯山第4 (堂平・分道)
- ▽飯山第5 (斑尾)
- ▽柳原第2 (大川・堰口・涌井・大平)
- ▽富倉 (富倉全域)
- ▽岡山第1 (温井)
- ▽岡山第2 (羽広山)
- ▽岡山第3 (上境・下境)
- ▽岡山第4 (桑名川)
- ▽岡山第5 (藤沢・西大滝)

◎印は、今回投票場所が変更になった投票所です。

投票区	投票所名
飯山第1	飯山赤十字病院内集会室
飯山第2	飯山市役所
飯山第3	しろやま保育園
飯山第4	分道生活改善センター
飯山第5	斑尾高原山の家
秋津第1	中山根集落センター
秋津第2	旧飯山市高齢者創造館
秋津第3	いいやま人権福祉センター
秋津第4	秋津地区活性化センター
木島	木島地区活性化センター
瑞穂第1	◎関沢農業改善センター
瑞穂第2	瑞穂保育園(旧南瑞保育園)
瑞穂第3	柏尾農村研修集会施設
柳原第1	柳原保育園
柳原第2	大川公会堂
富倉	富倉出張所
外様	外様地区活性化センター
常盤第1	常盤地区活性化センター
常盤第2	戸狩区コミュニティセンター
太田第1	太田地区活性化センター
太田第2	小境多目的集会所
太田第3	曾根農業生活改善センター
岡山第1	温井多目的交流センター
岡山第2	羽広山多目的集会所
岡山第3	上境集会センター
岡山第4	岡山出張所
岡山第5	しらかば保育園

投票日に都合の悪い人は 期日前投票をしましょう

- ◇期間
11月13日(月)～11月18日(土)
(土曜日投票できません)
- ◇時間
午前8時30分～午後8時
- ◇場所
市役所4階41号会議室
- ◇持ち物
投票所入場券

※告示日の11月12日(日)は投票ができませんのでご注意ください。

入院中のとき

病气やけがで入院されている人は、従来どおり指定された病院などで不在者投票ができます。早めにその施設の係員に申し出て、手続きをしてください。

郵便などによる 不在者投票ができます

■郵便投票対象者

歩行が困難な人のうち、次の条件に該当する人は、自宅などで投票できる「在宅郵便投票制度」をご利用ください。

また、介護保険法上の要介護者で、次の区分に該当する人も、新たに「在宅郵便投票制度」をご利用することになりました。

事前に証明書の交付の申請が必要となりますので、早めに市選挙管理委員会にお問い合わせください。

◇利用できる人
・身体障害者手帳などをお持ちで、左表の障害名について、その等級に該当する人

障害名	等級
両下肢・体幹・移動機能	一級・二級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	一級・二級
免疫	一級～三級

・介護保険法上の要介護者で、要介護状態区分が要介護5の人

※投票用紙の請求は
11月15日(水)までとなります。

■代理記載制度

郵便投票の対象者で、次の条件に該当する人は、代理記載人により投票に関する記載をしてもらうことができます。事前に申請が必要となりますので、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

◇利用できる人

- ・身体障害者手帳の交付を受けている人で、手帳に上肢または視覚の障害の程度が一級と記載されている人
- ・戦傷病者手帳の交付を受けている人で、手帳に上肢または視覚の障害程度が特別項症から第二項症までと記載されている人

※投票用紙の請求は
11月15日(水)までとなります。